

訴 状

平成22年3月19日

横浜地方裁判所 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 岩 橋 宣 隆

同 宮 澤 廣 幸

同 竹 森 裕 子

同 小 倉 孝 之

同 畑 中 隆 爾

同 吉 澤 幸 次 郎

同 嶋 貫 賢 男

同 花 澤 俊 之

他復代理人 名

(別紙復代理人目録のとおり)

当 事 者 の 表 示 後記当事者目録記載の通り

発生土処分場建設事業差止請求事件

訴訟物の価額 金160万円

貼用印紙額 金1万3000円

第1 請求の趣旨

- 1 被告は、下記事業を行ってはならない。

記

(事業名)

三浦市三戸地区発生土処分場建設事業

(事業内容の概要)

事業対象地 神奈川県三浦市初声町三戸40番外245筆

(別紙図面(1)の赤枠に囲まれた部分)

予定工事期間 平成21年7月8日から平成28年12月31日まで

土砂埋立区域の面積 218,000㎡

土砂埋立行為を行う土地の面積 190,000㎡

土砂埋立行為の最大たい積時に用いる土砂の数量 2,200,000㎥

- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 仮執行宣言

第2 請求の原因

- 1 当事者

(1) 原告

ア 原告北川湿地

本件事業対象地の中核部分は、通称「北川湿地」と呼ばれる湿地帯である(別紙図面(1)の青枠に囲まれた部分)。北川湿地は、神奈川県内に残る最大規模の平地性湿地であって、後述するとおり、約100種もの貴重な生き物が生息する地域固有の生態系をおりなしている。

かかる固有の生態系は、それ自体が開発などから保全されるべき存在であって、いわゆる「自然の権利」を有しており、訴訟上の当事者適格を有するというべきである。

イ 原告連絡会

原告三浦・三戸自然環境保全連絡会（以下「原告連絡会」という。）は、「神奈川県で最大規模の湿地である北川の湿地を残し、三戸の自然環境を適切に保全することを目的」として、学生や研究者らを中心として結成された法人格なき団体である。

ウ 原告住民ら

原告北川湿地及び原告連絡会以外の原告ら（以下「原告住民ら」という。）は、本件事業対象地付近に居住し、これまで三浦・三戸地区の良好な自然環境を享受してきた地域住民であるところ、本件事業の実施によって、後述するとおり、良好な住環境を脅かされ、健康被害や人格権侵害の危機にさらされている者たちである。

(2) 被告

被告は、東京都港区に本社を置く大手私鉄会社（東証一部上場）で、鉄道事業の他に、不動産事業、ホテル事業、レジャーその他の事業を展開しているところ、本件事業の主体となっている事業者である。

2 本件事業の概要・進捗状況

(1) 本件事業の概要

本件事業は、建設工事に伴い副次的に発生する土砂を受け入れる処分場を建設するものとして計画されている事業である。わかり易く言えば、本件事業は、対象地を残土処分場として利用すべく計画された事業であり、残土で湿地を埋めてしまうというものである。

被告は、本件事業対象地について平成21年7月8日付けで神奈川県から土砂埋立ての許可を受けている。神奈川県土砂の適正処理に関する条例（略称「県土砂条例」）第9条第1項の規定による許可処分がそれである（甲1）。許可処分によると、本件事業の概要は、三浦市初声町三戸40番外2

45筆の面積21万8000㎡の区域のうち19万㎡について行う土砂埋立行為（工事期間平成21年7月8日から平成28年12月31日まで・最大たい積時に用いる土砂の数量220万㎡）となっている。

（2）本件事業の経緯

本件事業対象地は、昭和40年代から土地利用のあり方を検討されてきた「三浦市三戸・小網代地区(160ha)」の中に位置する。三戸・小網代地区における開発及び整備については、平成7年に被告、三浦市、神奈川県との3者で調整し、次の5つの土地利用計画に沿って事業が行われることとなった。

- ①農地造成区域(約40ha)
- ②三戸地区宅地開発区域(約50ha)
- ③保全区域・小網代地区(約70ha)
- ④都市計画道路西海岸線
- ⑤鉄道延伸区域

本件事業について、被告は上記②における土地区画整理事業の基盤整備事業として位置づけている。この5つの土地利用計画では、本件事業のことは触れられておらず、その後、どういう経緯か詳細は不明であるが、②の区域内のおよそ半分の面積を対象地として、被告から本件事業計画が立案されて、事業実施に向け、神奈川県環境影響評価条例に基づく環境影響予測評価が実施された。

（3）本件事業の進捗状況

現在、本件事業対象地は立入禁止にされているため、詳細な進捗状況は明らかではないが、既に残土運搬車両が進入するための2カ所の取付道路の造成が進み、事業対象地内にかかなりの重機も搬入され、樹木の伐採や下草刈り、斜面の土砂の削り込み等が行われている。これまでに神奈川県条例に基づく環境影響評価手続を済ませ、土砂埋立処分の許可も得ているこ

とから、被告はいつでも土砂の埋立てに着手できる状況にある。

3 本件事業対象地について

(1) 本件事業対象地の地形と過去の利用状況

本件事業対象地は神奈川県内の平地性湿地としては最大規模である。

かつて谷戸田として耕作されたことがあったが、昭和30年代までには耕作放棄され、その後、豊富な地下水と緩傾斜から植生の遷移が進行せず、現在まで奇跡的に良好な湿地環境が維持されてきたものである。

(2) 本件事業対象地の自然と特殊性

ア 本件事業対象地は、別紙(1)の写真が示すごとく、その環境特性から多くの貴重種・絶滅危惧種の生息地となっている。夏にはホタルが乱舞し、メダカの泳ぐ小川（「北川」と呼ばれている）、広大なハンゲショウの湿原が見られる。

別紙(2)のとおり絶滅危惧種が本件事業における環境影響予測評価書で示されているが、原告らの調査では、それ以外のものも含めて、サラサヤンマ（県・絶滅危惧IB類）、シマゲンゴロウ（県・絶滅危惧IB類）、メダカ（県・絶滅危惧IA類）、オオルリ（県・繁殖期準絶滅危惧種）、キンラン（国・絶滅危惧II類）、チャイロカワモズク（国・準絶滅危惧種）、オオタカ（国・絶滅危惧II類）、ニホンアカガエル（県・絶滅危惧II類）、イタチ（県・準絶滅危惧種）、ヘイケボタル（県・準絶滅危惧種）等が確認された。メダカ、シマゲンゴロウ及びチャイロカワモズクについては、三浦半島での最後の生息地となっている。

イ 本件事業対象地は、まったく人の手による管理を受けることなく、年間を通じて安定した湿地環境を維持し、上記のような希少な生き物をはじめとする多様な生き物を育ててきた。この状況は、対象地を流れる北川の下流域が農地造成によって暗渠となった今日でもほとんど変わるこ

とがない。県内に残る貴重な森として近郊緑地保全地域に指定された「小網代の森」の乾燥化が進んで、まさに県内から自然状態での湿地環境が完全に消え去ろうとしている現状に鑑みても、その希少性は際立っている。

人が入りにくい地形上の特殊性などから、首都近郊であるにもかかわらず人の手による改変を免れ、とうの昔に姿を消したと思われていた数多の生き物が人知れずその命を繋いでいたのである。ミニ尾瀬とも例えられる本件事業対象地は、まさに「奇跡の谷戸」であり、それ自体が自然の博物館ともいべき存在である。

ウ 本件事業対象地は、そこに生息する生物だけでなく、自然界の食物連鎖などを通じて、三浦半島やそれを越える地域にも、広く生き物のマザーポイントとなっている可能性が十分にある。

従って、もし仮に本件対象地が、残土の処分場として埋め立てられて消失した場合、周辺の生態系にもどれだけの影響が及ぶか計り知れない。

4 被告の侵害行為

(1) 本件事業対象地の動植物及び生態系の消滅

本件事業が実施されることにより、本件事業対象地は徐々に埋め立てられていき、最終的には貴重な動植物のほとんどが死滅し、現在維持されている生態系は消滅することになってしまう。

(2) 騒音、振動及び交通危険

ア 大型ダンプの通行

被告は、本件事業対象地への搬入路設置等の作業のため、既に本件事業対象地周辺に大型ダンプを通行させており、その影響で騒音、振動が発生している。

また、被告は、平成21年8月26日に実施した住民に対する説明会に

において、日曜日を除く毎日、1日約220台の大型ダンプが残土処分のため本件対象地に2ヶ所の進入経路で出入りすることを明らかにした。被告が明らかにしている数字に基づいても、以下のとおり、非常に多くの台数の大型ダンプが原告ら居住地の近傍を通過して、本件事業対象地に入出入りすることになる。

搬入出の作業時間を1日8時間と仮定すると、約220台÷8時間で1時間に約27.5台（実際には約25台～30台）が2ヶ所の取付道路を経由して本件事業対象地に進入し、同数の車両が退出することになる。往復で1時間に約55台（実際には50～60台）である。極端に言えば1分に1台の頻度である。周辺の道路状況や生活環境を一変するような事態である。

なお、平成22年2月28日に行われた住民に対する説明会において、被告は、平成22年3月下旬から1日につき大型ダンプ180台を運行させ、平成22年12月からはさらに1日につき大型ダンプ40台を追加して運行させる予定であることを明らかにした。

イ 実際にはより過密な通行状況になること

上記は被告が週6日作業をした場合の計算である。

しかし、実際には天候等により作業が実施できない日が生じる。被告自身、平成22年2月28日の説明会において、雨天時には作業ができないため実際には年間作業日数は240日程度になる見込みである旨述べた。すなわち、平均すると1週間に約4.6日の作業日数である。

そうすると、1日220台の大型ダンプを週6日運行させるという被告の計画どおりに本件事業を進めるためには、週6日分の作業を週4.6日で行うことになる。よって、1日あたりの運行車両台数は約220台×6÷4.6＝約287台となる。

これを1時間あたりの運行台数に引き直すと、約287台÷8時間で1

時間に約36台、往復で約72台と、通行頻度の激しさは明確である。

実に7年半もの長期間、ひっきりなしに大型ダンプが動き回っている事態であり、走行やクラクションによる騒音、振動の被害が甚大であるとともに、当然、通行人や子どもたちとの間で交通事故が発生する危険性も高いものになってしまう。

ウ 埋立てするための土木重機も稼働すること

本件事業対象地内では、搬入された土砂の移動及び埋立てをするために、いわゆるショベルカー（バックホー）等の大型土木重機が稼働することになり、それによる騒音や振動が当然発生する。

(3) 粉塵の飛散

本件事業対象地周辺は、風が強く、遮るものが少ないため、粉塵の飛散が発生しやすい所であるが、今後の大型ダンプの過密な通行により、ますます大量の粉塵飛散が発生することは明らかである。

さらに、大型土木重機の稼働や、大型ダンプが積載した残土を本件事業対象地に下ろす作業の際にも、確実に大量の粉塵飛散が生じるであろう。

(4) 交通渋滞及び大気汚染

ア 交通渋滞及び待機車両の発生

大型ダンプ等の搬入出車両は、唯一の幹線道路である国道134号線を利用して2ヶ所の進入経路から造成中の取付道路を経て本件事業対象地に入出入りするようになるため、必然的に国道134号線からの右左折をしなければならぬ。2ヶ所の進入経路とは、具体的には別紙図面(2)にAと記載がある「三戸入口」交差点とBと記載がある被告が所有する工事事務所の2ヶ所である。

国道134号線は片側1車線道路であり、現状でも渋滞が激しい道路であるところ、「三戸入口」交差点には右折専用車線や時差式信号もないため、同交差点で大型ダンプが右折をする場合、右折が完了するまで後続車

両は待機状態となって通過することが出来ず、さらに渋滞を悪化させることが予想される。もう一つの進入経路である工事事務所側は、国道134号線に直接面していることから、進行車線から左折する場合は歩行者を注意する程度で足りるので比較的スムーズであるが、反対車線から右折する場合は、「三戸入口」交差点と同じか、信号がない分それ以上の問題があり、さらなる渋滞発生源になることは必至である。

また、これだけの台数の関係車両が集中すれば、いわゆる「待機車両」が相当数に上がることが予想される。待機車両がどの場所で待機するかは明確ではないが、周辺の道路状況からすると国道134号線は片側一車線と狭隘であるため、工事事務所広場の可能性が非常に大きい。かなりの数の車両がこの広場に待機するおそれがある。

このように、被告が本件事業を行うことによって、交通渋滞及び待機車両の数が大幅に増加し、その結果、本件対象地周辺における自動車排気ガスの排出量が飛躍的に増加することは明らかである。

イ 大型重機の排気ガス

本件事業で使用されると思われるショベルカーは、直噴式の大型ディーゼルエンジンを搭載しているが、これらには自動車と違って排気ガス対策はとられていない。

よって、大型重機から排出される排気ガスも、本件事業対象地周辺の大気を汚染することが明らかである。

(5) 土壌汚染及び水質汚濁

本件事業対象地に搬入される残土が、どこから運ばれ、どのような成分を含むのかは原告らには調べようがないが、仮に有害物質が含まれていれば、本件事業対象地の土壌はもちろん、本件事業対象地を流れる川や地下水、そして三戸浜及び周辺海域を汚染するおそれも十分考えられる。となれば、周辺地域住民の健康被害の発生、さらには周辺海域での漁業・農業

への壊滅的な打撃となるおそれすらある。

5 原告らの被害

(1) 原告北川湿地との関係

前述のとおり、北川湿地は、多くの希少な生物が微妙なバランスの中で生息する貴重な生態系そのものであり、それ自体が開発等から保全されるべき自然の権利を有していると言えるところ、本件事業が実施されれば、湿地は消失し、生態系は破壊され、自然の権利は侵奪されてしまう。

(2) 原告連絡会との関係

原告連絡会は、本件事業対象地の有する豊かな生態系の価値を理解し、調査・保全等の活動を行う学生や研究者らを中心として結成されており、その構成員らの有する環境権・自然享有権あるいは学問・研究の利益といった人格的利益の総体としての活動の利益を有するところ、本件事業が実施されて北川湿地が消失すれば、構成員らの環境権・自然享有権あるいは学問・研究の利益といった人格的利益が侵害され、連絡会としての活動の利益も損なわれる。

(3) 原告住民らとの関係

ア 原告住民らは、本件事業が実施されれば、前述の騒音、振動、粉塵飛散、大気汚染、土壌汚染、水質汚濁等の発生によって、睡眠障害、精神的障害（イライラする、怒りっぽくなる、集中力がなくなる等）、聴覚障害、頭痛、胃腸障害、疲労感、食欲不振、呼吸器の障害、有害物質摂取による身体障害等の健康被害並びに交通事故による被害を受けるおそれがある（生命・身体への危険）。

イ また、原告住民らは、人格権の一種として平穏な生活を営む権利を有するところ（最高裁平成5年2月25日判決、大阪高裁平成5年3月25日判決等）、本件事業が実施されれば、少なくとも、前述の騒音、振動、

粉塵飛散、大気汚染、土壌汚染、水質汚濁の発生、交通量の増大及び交通渋滞の激化によって、生命・身体の危険を感じるという不安感、会話妨害、テレビ・ラジオ等の聴取妨害、音楽鑑賞や楽器演奏等の趣味生活の妨害、家庭の団らんの妨害、交通事故の危険、学習・読書等の知的作業の妨害、職業生活の妨害、窓を開けられない、洗濯物が汚れる等の被害を受けることは必須であって、その平穏な生活を営む権利は確実に妨害されることになる。

6 本件事業が差し止められねばならないこと

(1) 原告北川湿地との関係

原告北川湿地は、前述のとおり、開発等から保全されるべき自然の権利を有するところ、本件事業が実施されればその存在自体が消失してしまうのであるから、本件事業は差し止められねばならない。

(2) 原告連絡会との関係

原告連絡会は、前述のとおり、構成員の環境権・自然享有権あるいは学問・研究の利益といった人格的利益に基づく活動の利益を有するところ、本件事業が実施されればその利益が侵害されるのであるから、本件事業は差し止められねばならない。

(3) 原告住民らとの関係

原告住民らは、前述のとおり、本件事業が遂行されればその生命・身体への危険が発生し、そうでなくとも平穏な生活を営む権利が侵害されることは必須である。よって、本件事業は差し止められねばならない。

(4) 本件事業の差止めを認める判断基準・要素について

原告住民らの生命及び身体は、他との比較衡量が許されない絶対的な保護対象である。よって、生命及び身体侵害の危険は絶対的な差止基準となり、受忍限度を超えるか否かの議論をするまでもない。原告北川湿地に対する

自然の権利侵害についても、完全消失という究極の侵害であることから、これに準ずるものと言うべきである。

仮に、本件事業の差止めの是非を判断するに際し、受忍限度についての比較衡量が必要ということにしても、少なくとも以下の要素を十分考慮すべきであり、以下の要素を踏まえれば、本件事業は原告らの受忍限度をはるかに超える事業であることは明らかであり、差止めが認められるべきである。

ア 本件事業の公共性の有無

本件事業は被告が営利目的で残土を埋め立てる事業であり、道路や空港や原子力発電所等のような公共性は全くない。なお、被告は本件事業につき、土地区画整理事業の基盤整備事業として位置づけているが（前記2の（2）参照）、過去はいざ知らず、今日では官民関与による三戸地区の宅地開発計画などはまったく存在しない。本件事業は、被告の単純な営利目的事業以外の何ものでもない。

イ 生物多様性に対する配慮の欠如

平成20年6月に成立した生物多様性基本法は、生物多様性は人類存続の基盤であること、我々は生物多様性を確保しそのもたらす恵沢を将来にわたり享受できるよう次の世代に引き継いでいく責務を有することを謳う（前文・1条）。そして、種の保存とともに多様な自然環境を保全すべきこと、予防及び順応的な取組方法をすべきこと、長期的観点から行うべきこと等を基本原則とし（3条）、それにのっとりた国の責務（4条）、地方公共団体の責務（5条）、事業者の責務（6条）、国民及び民間団体の責務（7条）を定め、さらに生物多様性の保全上重要な地域の保全等のための様々な施策義務まで定めている（14条以下）。

この法律は、生物多様性の確保そのものを目的とした横断的な基本法であり、生物多様性は、各方面において最大限の尊重がされるべきものである。

る。ここいう生物多様性は、種の多様性、生態系の多様性、遺伝子の多様性を含む概念であるが、本件事業は、数多の希少な種の生存を支える個性豊かにして極めて貴重な生態系をまるごと消失させるという、生物多様性への配慮をまったく欠如したものであり、生物多様性基本法の理念や事業者の責務に著しく反するものである。

ウ 本件事業対象地の周辺の地域性

本件事業対象地周辺は閑静な住宅地で、都市計画上も第一種低層住居専用地域に指定されている。当該用途地域は低層住宅にかかる良好な住環境を保護するためのものであることから、大規模かつ長期に及ぶ発生土処分場事業を営むには明らかに不適地である。

エ 危険への接近という事情はないこと

原告北川湿地は、本件事業の構想が浮上するよりもはるか以前から本件事業対象地に存在し、固有の生態系を育んできた。原告連絡会は、本件事業対象地内の動植物及び生態系が将来にわたって存続するものと信じて、深い関わりを持つに至った。原告住民らは、本件事業による環境破壊を予見できないまま、良好な住環境が得られると信じて本件事業対象地周辺に居住を開始した。

いずれも自ら危険に接近したという事情は認められない。

オ 被告の環境影響評価及び環境保全対策が不十分であること

被告が行った環境影響予測評価書案に示された調査結果は以下のとおり、当該地域の現況を十分に把握するに至っておらず、これに基づく予測評価、保全対策にしても不適切な内容となっている。

(ア) 記載種の問題としては、フクロウ（県・繁殖期準絶滅危惧種）、ホトトギス（貴重種リスト二級種）、キセキレイ（県・繁殖期減少種）、アカハラ（県・繁殖期減少種）、オオルリ（県・繁殖期準絶滅危惧種）等、実施区域内で普通に観察される種の記録漏れがみられ、希少種を意図的に除外し

たかのような危惧も感じられる。哺乳類、両生爬虫類、昆虫、甲殻類、植物でも同様の不備が認められた。

予測評価では、実際は生息しているフクロウ（県・繁殖期準絶滅危惧種）やアカハラ（貴重種リスト二級種）などを「事業実施区域は本種の生活圏外であると考えられ、影響はないと考えられる」と断定し、また、三戸地区では事業実施区域だけにまとまった繁殖地があるニホンアカガエル（県・絶滅危惧Ⅱ類）やサラサヤンマ（県・絶滅危惧ⅠB類）などを「本種の生息適地と考えられる生息環境は、実施区域周辺にも広く存在する」と断定しており、事業による環境への影響を適切に予測しておらず、事業実施による環境への影響を実際より明らかに低く見積っている。同様の問題は他の動物や植物に対しても見られる。

(イ) さらに、環境保全対策については明確に記されておらず、実効性に大きな疑問がある。特にメダカ（県・絶滅危惧ⅠA類）、ホタル類、カエル類を近隣のビオトープに移植する計画が予定されているが、方法、期間、予算措置、移植を裏付ける科学的根拠等は全く記されていない。また、現状では生き物の「移設」（事業者が用いる言葉であるがこの言葉ひとつ見ても生物をモノまたは設備のようにとらえており理解の低さが窺える）完了以前に残土処分場の建設が着工される計画であり、これらの環境保全対策が適切に実施されない可能性が高い。事業実施区域約25haに対し、事業実施区域内の生物の移植先とされる海岸に近い「蟹田沢ビオトープ」は約3haで、量的にも質的にも明らかに不十分であり、代替地として不適であると考えられる。広大なガマ・ハンゲショウ群落及び安定的な湧水を有する湿地帯が北川の特徴であり、メダカやホタルの「移設」だけで代償されるものではない。

また、環境保全対策の内容に科学的根拠がない。植物を例に挙げると、本評価書では、クロムヨウラン（県・絶滅危惧Ⅱ類）、ナギラン（国・絶

滅危惧Ⅱ類、県・絶滅危惧ⅠA類)、エビネ(国・絶滅危惧Ⅱ類、県・絶滅危惧Ⅱ類)、マヤラン(国・絶滅危惧ⅠB類)が「注目すべき種」として認められている。しかし、全く大雑把に代替生育地の創出、保全対象の移植を行うとされており、具体的方策すなわち移植やビオトープ創出のための環境整備が説明されておらず、その実効性がはなはだ疑わしい。特に、腐生ランの移植については、生育地(移植先)の調査なしでの移植は無謀の一語に尽きる。

チャイロカワモズク(国・準絶滅危惧種)、キンラン(国・絶滅危惧Ⅱ類、県・絶滅危惧種Ⅱ類)は明らかに「注目すべき種」である。キンランは、本調査の精度の甘さから生じた未記載種と理解できても、チャイロカワモズクのような重要な種についての記載が漏れていたことは重大であり、調査の再計画が必要であるといわざるを得ない。動物についても同様である。

(ウ) 加えて、2008年10月に公開された「環境影響予測評価書案の意見書に対する見解書」において意見書と見解書の内容が対応しておらず、被告からの適切な見解が得られていないため、見解書には不備がある。

「絶滅危惧度の高いゴミムシ類の調査など、絶滅危惧種が記録されるのを意図的に避けるような調査手法が取られている」という指摘に対して、見解書では「適切な調査である」とのみ回答したり、調査の不備を指摘した意見に対し、評価書案での記述をそのまま再度記載するなどしており、多数の齟齬が生じている。

カ 被告の不誠実な対応

(ア) 原告連絡会は、平成21年3月9日、被告及び三浦市、神奈川県、国を相手方として、北川湿地の保全ための施策や本件事業の見直しを求めて民事調停を提起した。これに対し、被告は、話し合いの余地は一切ないとして、終始調停の不調を主張して譲らず、結局、同年7月23日、

調停は実質的な話し合いに立ち入ることなく、不調に終わった。

(イ) 原告住民らは、平成21年8月26日に被告が初めて開催した住民説明会で、本件事業についての説明を受けた。説明はまったく一方的な工事実施の通告的内容に終始し、近隣住民から寄せられた環境保全に対する質問には何ら誠意ある回答がなされず、「本日はあくまでも工事説明会であるので、環境保全等の意見はお聞きすることは出来ない。」との対応しかなされなかった。この後、間もなく、本件事業が開始された。

(ウ) 原告住民らは、被告より、上記の一方的な通告以外には本件事業について何らの説明も受けられないまま、7年半にもわたる長期かつ大規模事業が開始されたことから、健康被害や住環境の悪化に対する不安を拭いきれず、同年11月13日付にて、神奈川県公害審査会に被告を相手方として公害調停を提起し、第1回調停期日が平成22年1月25日に開かれた。しかし、被告は、驚くべきことに、原告住民らの不安除去のための話し合いすら拒否して、第1回調停期日での調停打ち切りを主張して譲らず、結果、その日に不調となった。

(エ) 以上、被告は、自らの営利目的事業遂行のために原告らに少なからぬ迷惑・不利益を及ぼすことが明らかであるにもかかわらず、これまであまりに不誠実な対応に終始している。ことに本件事業対象地周辺に居住する原告住民らに対する対応は、常軌を逸したものと云わざるを得ない。

キ 被告自身の態度の矛盾

被告は言わずとしれた大企業であり、被告のホームページには以下の記載がある。

「環境の重要性が叫ばれる今日、他の輸送機関に対して鉄道が持つ環境優位性を最大限に生かしつつ、地域の環境力向上のため、沿線の皆様に対して事業活動や社会貢献などあらゆる機会を通じて働きかけることにより、地域との共創を常に心がけて地域環境を保全し、ひいては地球環境全体に

資することができるよう、今までも、これからも京浜急行電鉄は走り続けます。」

また、被告のCSR報告書2008には、京急グループ・役員及び従業員行動基準に関して以下のとおりの表明がある。

「5. 環境に対して

1) 私たちは、地球環境を守る担い手として、環境への負荷軽減、資源の有効活用に努めます。

2) 私たちは、環境の保全に配慮し、自然環境と調和した事業活動に努めます。」

上記行動基準に照らすと、本件事業そのもの及び地域住民に対する説明会における被告の対応は、大きく矛盾している。

7 まとめ

以上、本件事業は、原告らが有する自然の権利、環境権・自然享有権あるいは学問・研究の利益に基づく活動の利益、生命・身体の安全及び平穏な生活を営む権利を違法に侵害してしまうものであって、既に事業が開始されて今後継続されようとしていることからすると、不法行為に基づく差止め請求が認められるべきであり、また、原告らの自然の権利や人格的利益の絶対性・排他性に鑑みての差止め請求も認められるべきである。

よって、原告らは、被告に対し、不法行為もしくは自然の権利や人格的利益に基づき、将来生ずべき侵害を予防するため、本件事業の差止めを求めるものである。

附 属 書 類

- | | |
|-----------------------|-----|
| 1 訴訟委任状 | 12通 |
| 2 資格証明（原告連絡会会則及び会員名簿） | 各1通 |